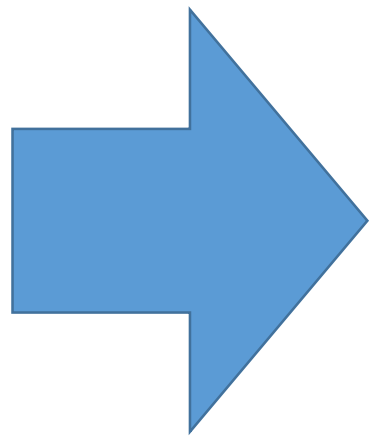


1. 目的・背景

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育は重要となる。
- 少子化対策の観点も含め、子育てや幼児教育に係る費用負担の軽減を図る。
- 消費税率の引き上げに伴う財源を活用する。



令和元年10月1日～ 幼児教育・保育の無償化

- 令和元年10月より認可保育所や幼稚園、認定こども園などで受ける幼児教育・保育サービスが無償となる。
- 認可外保育事業や一時預かり事業などの子育て支援サービスも無償となる。
- 施設の種類や子どもの年齢また世帯の所得状況によって、対象者や無償となる範囲が変わります。
- 事前に所要の手続きを行っていない場合は無償となりません。

2. 対象者・対象施設・対象事業の概要

➤ **3歳児クラスから5歳児クラス(※)**は、すべての子どもの教育・保育の**利用料**を無償化

※認可保育所、認定こども園（保育部分）

→ 満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を無償化。

※幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

→ 満3歳児から無償化。

※未移行幼稚園については、月額25,700円までを無償化。

※幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育については、月額11,300円までの利用料を無償化。

※認可外保育施設等については、月額37,000円までの利用料を無償化。

➤ **0歳児から2歳児クラス**は、**市民税非課税世帯**の子どもの**利用料**を無償化

※0歳から2歳児の子供たちについては、**市民税非課税世帯**の子どもを対象として、認可外保育施設等については、月額42,000円までの利用料を無償化。

➤ **幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所**

・市内、市外を問わず、都道府県及び市区町村からの認可を受けた事業所。

➤ **幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育**

・保育の必要性がある子どもを対象として無償化。

➤ **認可外保育施設等**

・認可保育所等に入れなかった、または利用可能な認可保育所等が希望に合っていないなどにより、やむを得ず認可外保育施設等を利用している場合の代替的な措置として、保育の必要性がある子どもを対象として無償化。

・認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育所等。

・認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、**国が定める基準を満たすこと**が必要。

・認可外保育施設のほか、一時預かり（一般型）、病児保育、病後児保育、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等も対象（併用可）。

3. 幼児教育・保育の無償化となる対象一覧表

施設の種類	対象	無償となる範囲(注1)
幼稚園（新制度移行園） 認可保育所 認定こども園 小規模保育事業所	・3～5歳児クラスの子 （※1号は満3歳～） ・市民税非課税世帯の 0～2歳児クラスの子	利用料 無料
幼稚園（新制度未移行園）	・満3歳～5歳児クラスの子	月額25,700円まで無償
幼稚園・認定こども園（1号）の 預かり保育	・保育の必要がある 3～5歳児クラスの子 ・保育の必要があり、市民税非課税 世帯の満3歳児	日額450円×利用日数 （月額11,300円（0～2歳児は 16,300円）が上限）まで無償）
認可外保育施設 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 ベビーシッター等	・保育の必要がある 3～5歳児クラスの子 ・保育の必要があり、市民税非課税 世帯の0～2歳児クラスの子	月額37,000円（0～2歳児は 42,000円）まで無償（注2）

注1） 月額上限額が設定されている場合、月額上限額と実際の利用料を比較して低い方の額までが無償となります。

注2） 幼稚園・認定こども園（1号）をあわせて利用している場合は、上限が11,300円（0～2歳児は16,300円）となります。

利用している施設が実施している預かり保育の提供時間が、平日通常教育時間とあわせて8時間以上または年間200日以上
の場合は、無償化の対象外となります。

<注意> 企業主導型保育の利用者は上記施設・事業の無償化は対象外です。（企業主導型保育のみ無償化されます。）

4. 幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

	認可保育所等	幼稚園（新制度移行園） ・認定こども園		幼稚園（新制度未移行園）		認可外保育 施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 クラス	○	○	○(※) (上限11,300円)	○ (上限25,700円)	○(※) (上限11,300円)	○(※) (上限37,000円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日 までにある子ども)		○	×	○ (上限25,700円)	×	
市民税非課税世帯の 満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日 までにある子ども)	○	○	○(※) (上限16,300円)	○ (上限25,700円)	○ (上限16,300円)	
市民税非課税世帯の 0～2歳児 クラス	○					○(※) (上限42,000円)

(※)無償化の対象となるには、保育の必要性の認定が必要

5. これまでの認定と新たな認定

これまでの認定

認定区分	対象年齢 (クラス)	市民税 要件	保育の 必要性	給付対象施設・事業の例
1号	満3～5歳児クラスの子	なし	なし	・幼稚園 ・認定こども園（教育部分）
2号	3～5歳児クラスの子	なし	あり	・保育所 ・認定こども園（保育部分）
3号	0～2歳児クラスの子	なし	あり	・保育所 ・認定こども園（保育部分） ・小規模型保育事業所



新たな認定

認定区分	対象年齢 (クラス)	市民税 要件	保育の 必要性	給付対象施設・事業の例
新1号	満3～5歳児クラスの子	なし	なし	・幼稚園（※新制度未移行園のみ）
新2号	3～5歳児クラスの子 (満3歳になった日以後最初の 4月1日からの子)	なし	あり	・幼稚園、認定こども園の預かり保育 ・認可外保育施設等
新3号	0～2歳児クラスの子 (満3歳になった日以後最初の 3月31日までの子)	非課税世帯のみ	あり	・幼稚園、認定こども園の預かり保育 ・認可外保育施設等

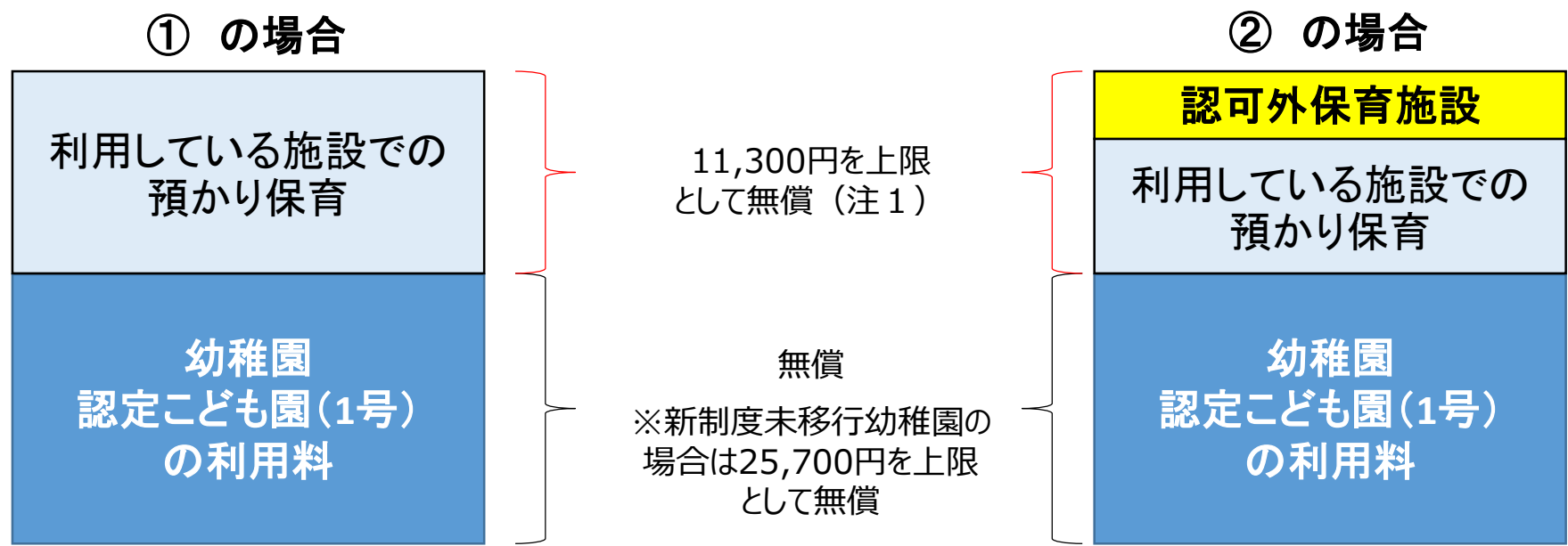
6. 幼児教育・保育の無償化と必要な認定

施設・事業	内容	年齢 クラス	保育の 必要性	市民税 要件	必要な認定	
					これまでの認定	新たな認定
○幼稚園（新制度移行園） ○認定こども園（1号）	利用料 無料	満3歳 ～5歳児	なし	なし	1号	－
○幼稚園（新制度未移行園）	利用料 月額25,700円まで無償	満3歳 ～5歳児	なし	なし	－	新1号
○保育所 ○認定こども園（2号・3号） ○地域型保育 （小規模保育事業等）	利用料 無料	3～5歳児	あり	なし	2号	－
		0～2歳児	あり	非課税	3号 満3歳～2号	－
○幼稚園・認定こども園（1号） ＋預かり保育	預かり保育料 日額450円×利用日数 ※月額11,300円（新3号は 16,300円）上限まで無償	3～5歳児	あり	なし	1号	新2号
		満3歳	あり	非課税	1号	新3号
○認可外保育施設 ○一時預かり事業 ○病児・病後児保育事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○ベビーシッター等	利用料（複数利用の場合 はその合計額） 月額37,000円 （新3号は42,000円 まで無償） ※保育所・認定こども園・地域型 保育利用者は対象外	3～5歳児	あり	なし	－	新2号
		0～2歳児	あり	非課税	－	新3号

7. 幼稚園・認定こども園(1号)の預かり保育

預かり保育の実施基準

- ① 原則、**利用している幼稚園、認定こども園の預かり保育が無償化の対象**となる。
- ② 利用している幼稚園、認定こども園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、**他の認可外保育施設等を併用して利用した場合の利用料も無償化の対象**となる。



注1) 0～2歳クラスの場合、16,300円を上限として無償

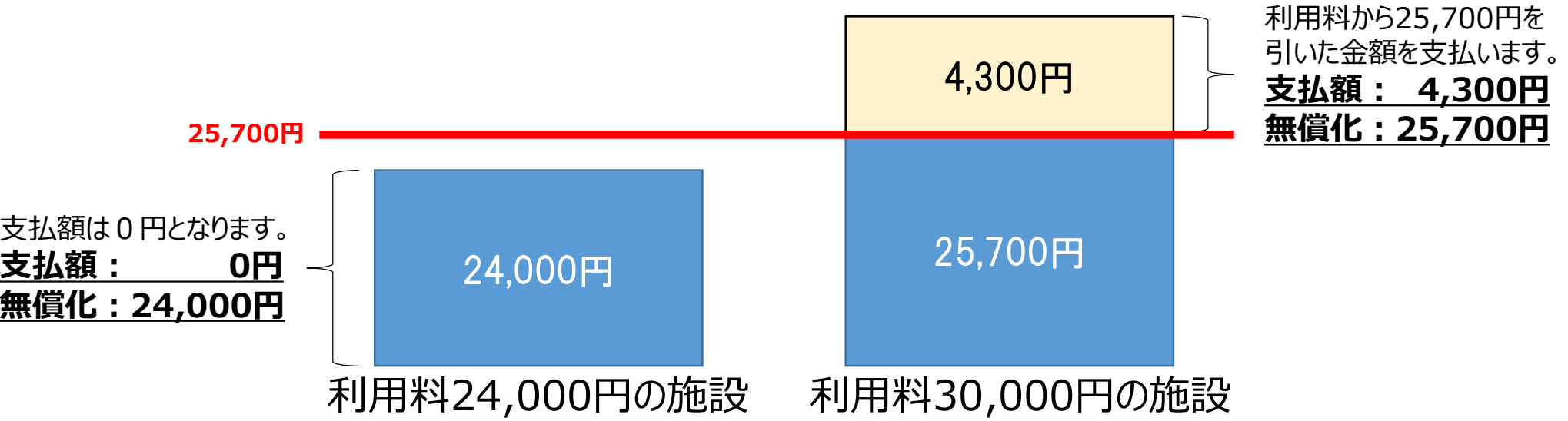
預かり保育の支給額算定例

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定 100円／時間	<各月支給限度額>・・・A 450円×20日＝9,000円	<支給額の算出> A9,000円 > B6,000円であることから、 6,000円を支給
【前提②】ある園児の預かり保育利用日数 20日（1日3時間）	<各月利用実績>・・・B 100円／時間×3時間×20日＝6,000円	

8. 幼稚園(新制度未移行園)

利用料は施設ごとに異なるため、月額25,700円を上限として無償化

(就園奨励補助金は無償化開始に伴い終了)



※無償化の対象となるためには、事前に申請が必要です。

9. 無償化給付の受け方

利用料の支払いが不要なパターン

➤幼稚園（新制度移行園）、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所等

保護者は利用料0円。代わりに市から施設に、無償化された利用料分を含めた教育・保育給付費を給付。

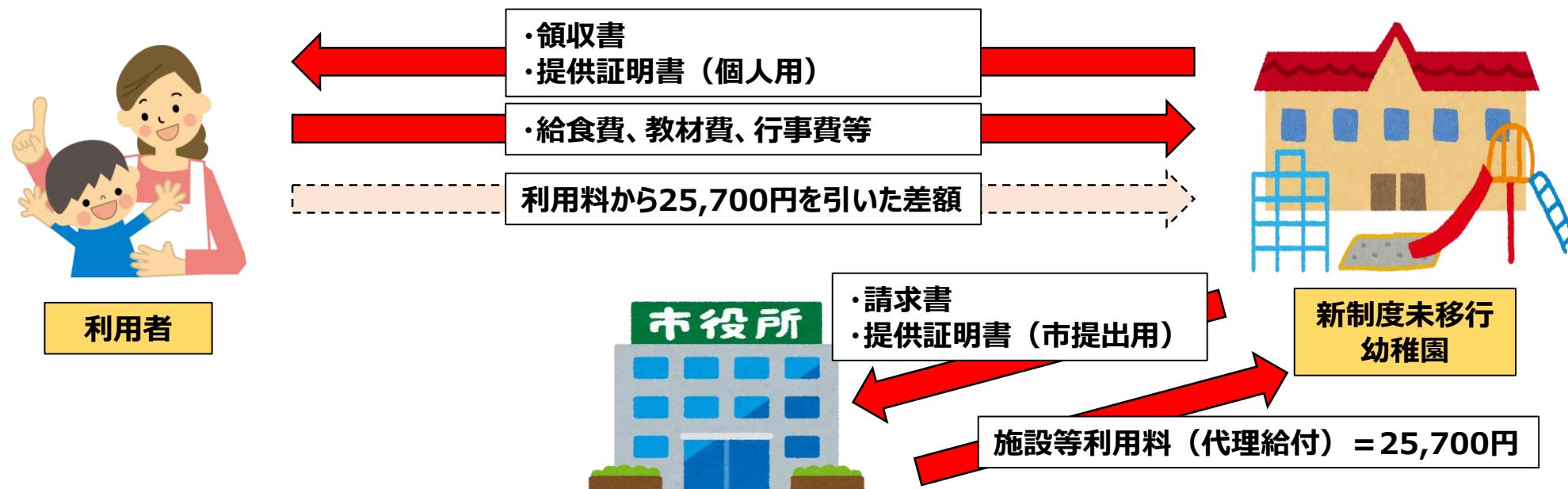
施設により利用料の支払いが不要なパターン

➤幼稚園（新制度未移行園）

保護者は利用料から上限25,700円を差し引いた分を施設に支払う。

代わりに市から施設に無償化された利用料分に相当する施設等利用給付費（上限25,700円）を給付。

支払いのイメージ図



利用料支払後に償還払い請求するパターン

➤認可外保育施設等、幼稚園・認定こども園（１号）による預かり保育等

保護者は施設に利用料支払後、領収書等を添付し、市へ施設等利用給付申請をする。
市は上限額等を確認し、市から保護者に無償化分として施設等利用給付費を給付する。

支払いのイメージ図



（※）申請を施設で取りまとめる場合もあります。

10. 無償化の対象とならない費用

➤施設から**実費として徴収されている費用**（主食費、**副食費**、行事費、通園送迎費など）は、**無償化の対象外**。

2号認定子どもの副食費（おかず・おやつ等にかかる費用）については、これまで保育料に組み込まれていました（4,500円相当）が、無償化後は施設による実費徴収となります。

副食費の免除制度について

➤無償化にあたり保護者負担が増えないよう、**副食費の免除制度**が設けられます。（認可保育所、認定こども園及び幼稚園の利用者が対象）

副食費の免除対象者

- ・年収360万円未満相当の世帯の子ども
- ・全所得階層の第3子以降の子ども

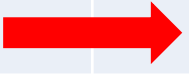
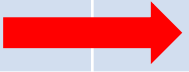
多子カウントは
1号 ：小学校3学年まで
2号・3号：小学校就学前まで

無償化に伴う食材料費の見直し

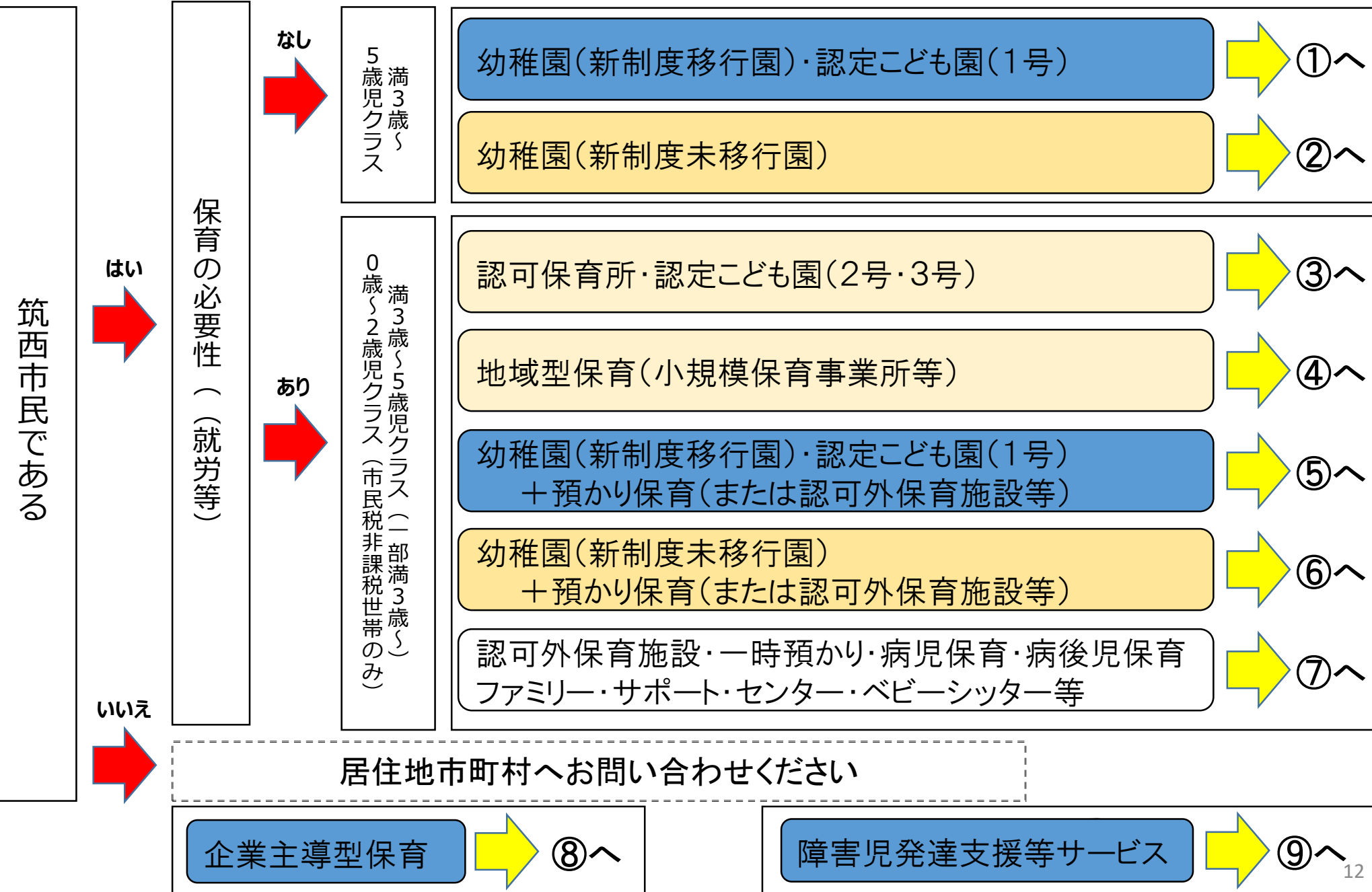
➤食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は利用料の一部として保護者が負担してきましたが、無償化により以下のように整理されました。

【2号認定こどもの食材料費等】

1号・3号は、食材料費の変更なし

	現 行		無償化後（10月～）
保育料	0円～28,000円		0円
主食費	施設による実費徴収or主食持参		現行どおり
副食費	利用料に含まれる		施設による実費徴収

11. 無償化による各パターン



①. 幼稚園(新制度移行園)・認定こども園(1号)

➤対象者

年齢(クラス)	保育の必要性	市民税要件	必要な認定
満3歳～5歳児クラス	なし	なし	1号

➤無償化の内容

利用料（授業料）が**無料**になります。

➤無償化対象外となる費用等

○食材料費（※）、日用品、教材費、行事費等の費用、通園送迎費、預かり保育等付加サービス、その他施設が必要と定める費用

※副食費の免除対象者

- ・年収360万円未満相当の世帯の子ども
- ・全所得階層の第3子以降の子ども（多子カウントは小学校3学年まで）

については、副食費（おかず・おやつ等にかかる費用）が免除されます。
（免除対象者には、個別及び施設を通じてご案内いたします。）

➤無償化のために必要な手続き

○これから利用される方

施設の利用に必要な**教育・保育給付認定（1号認定）**の申請が必要となります。

○すでに利用している方

新たに手続きする必要はありません。

②. 幼稚園(新制度未移行園)

➤対象者

年齢(クラス)	保育の必要性	市民税要件	必要な認定
満3歳～5歳児クラス	なし	なし	新1号

➤無償化の内容

利用料（授業料）が**月額25,700円まで無料**になります。
※施設への代理給付を予定しています。（9. 無償化給付の受け方「施設により利用料の支払いが不要なパターン」参照）

➤無償化対象外となる費用等

- 食材料費（※）、日用品、教材費、行事費等の費用、通園送迎費、預かり保育等付加サービス、その他施設が必要と定める費用
- プレ利用料等の利用料

※副食費の免除対象者

- ・年収360万円未満相当の世帯の子ども
- ・全所得階層の第3子以降の子ども（多子カウントは小学校3学年まで）

については、副食費（おかず・おやつ等にかかる費用）が免除されます。
（免除対象者には、個別及び施設を通じてご案内いたします。）

➤無償化のために必要な手続き

- これから利用される方
施設等利用給付認定（新1号認定）の申請が必要となります。
- すでに利用している方
施設等利用給付認定（新1号認定）の申請が必要となります。
※申請書等は原則、施設を通じて配布・提出となります。

③. 認可保育所・認定こども園(2号・3号)

➤対象者

年齢(クラス)	保育の必要性	市民税要件	必要な認定
3～5歳児クラス(※1)	あり	なし	2号
0～2歳児クラス(※2)	あり	市民税非課税世帯	3号 (満3歳～2号)

※1 満3歳になった日以後最初の4月1日から就学前まで

※2 満3歳になった日以後最初の3月31日まで

➤無償化の内容

利用料(保育料)が**無料**になります。

➤無償化対象外となる費用等

○食材料費(※)、日用品、教材費、行事費等の費用、通園送迎費、延長保育等付加サービス、その他施設が必要と定める費用

➤食料費の取扱い

3～5歳児クラスの副食費(おかず・おやつ等にかかる費用)については、これまで保育料に組み込まれていました(4,500円相当)が、無償化後は施設による実費徴収となります。(下図参照)

※副食費の免除対象者

- ・年収360万円未満相当の世帯の子ども
- ・全所得階層の第3子以降の子ども(多子カウントは小学校就学前まで)

については、副食費(おかず・おやつ等にかかる費用)が免除されます。
(免除対象者には、個別及び施設を通じてご案内いたします。)

<注意> 0～2歳児クラスについては、従前からの変更はありません。

➤無償化のために必要な手続き

○これから利用される方

施設の利用に必要な教育・保育給付認定（2号・3号認定）の申請が必要となります。

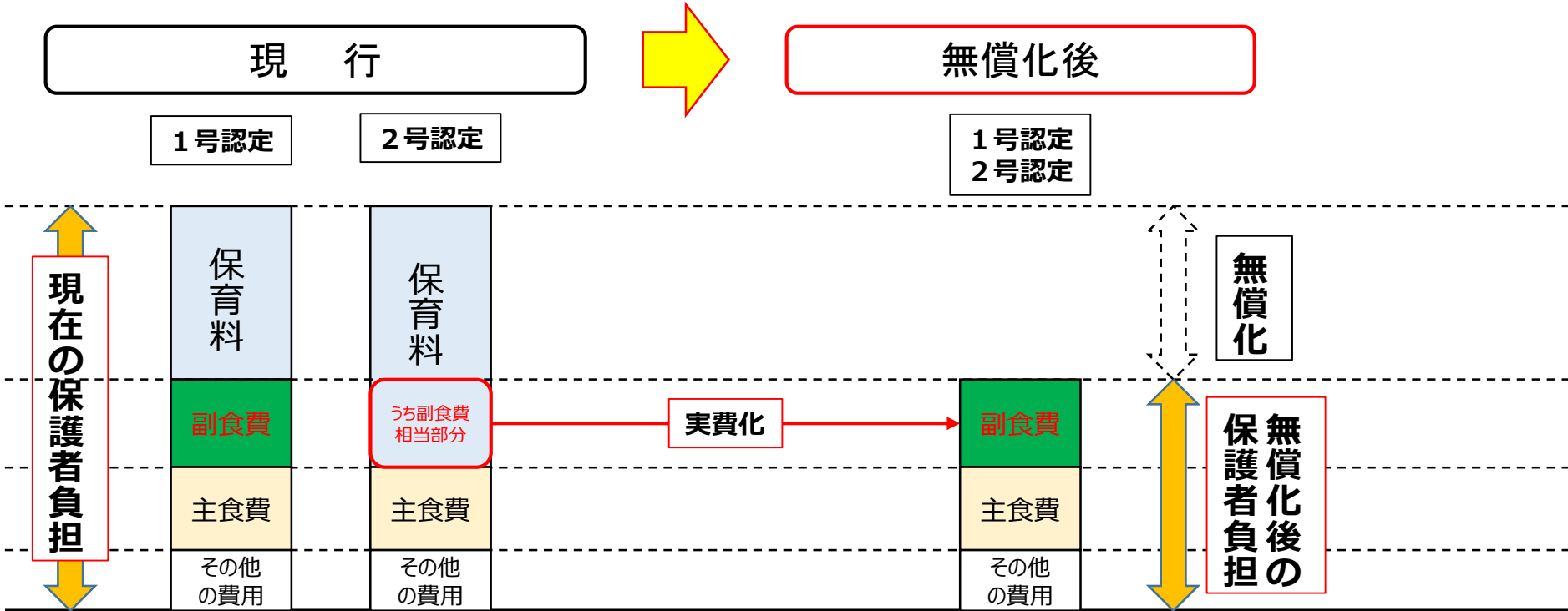
○すでに利用している方

新たに手続きする必要はありません。

➤認可外保育施設等の利用料

保育所・認定こども園（2号・3号）の利用者については、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外です。

➤副食費の取扱い



④. 地域型保育(小規模保育事業所等)

➤対象者

年齢(クラス)	保育の必要性	市民税要件	必要な認定
0～2歳児クラス(※)	あり	市民税非課税世帯	3号 (満3歳～2号)

※ 満3歳になった日以後最初の3月31日まで

➤無償化の内容

利用料(保育料)が**無料**になります。

➤無償化対象外となる費用等

○日用品、教材費、行事費等の費用、通園送迎費、延長保育等付加サービス、その他施設が必要と定める費用

➤無償化のために必要な手続き

○これから利用される方

施設の利用に必要な**教育・保育給付認定(3号(満3歳～2号)認定)**の申請が必要となります。

○すでに利用している方

新たに手続きする必要はありません。

➤認可外保育施設等の利用料

地域型保育(小規模保育事業所等)の利用者については、認可外保育施設等の利用料は**無償化の対象外**です。

⑤. 幼稚園(新制度移行園)・認定こども園(1号)＋預かり保育(または認可外保育施設等)

➤対象者

年齢(クラス)	保育の必要性	市民税要件	必要な認定(※3)
3～5歳児クラス(※1)	あり	なし	1号＋新2号
満3歳(※2)	あり	市民税非課税世帯	1号＋新3号

- ※1 満3歳になった日以後最初の4月1日から就学前まで
- ※2 満3歳になった日以後最初の3月31日まで
- ※3 幼稚園のみ「2号＋新2号または新3号」となる場合があります。

➤無償化の内容

【通常教育の利用料】

利用料（授業料）が**無料**になります。  詳細は、「①. 幼稚園(新制度移行園)・認定こども園(1号)」参照

【預かり保育料】

預かり保育料（月額）が、**日額450円 × 利用日数まで無料**となります。
（月額11,300円（新3号は16,300円）が上限）
※支払い方法は、利用者への償還払いを予定しております。

【認可外保育施設等の利用料】

利用している施設が預かり保育を実施していない場合や、施設の預かり保育の提供が一定水準未満（※）の場合のみ対象。
※教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満
利用料（複数利用の場合はすべての利用料の合計）が、**月額11,300円（新3号は16,300円）－ 預かり保育の無償化にかかる額まで無料**となります。

- ※対象となる認可外保育施設等は、施設等の設置を地方自治体に届出しており国や地方自治体が定める基準を満たし、確認を受けたものに限ります。
- ※支払い方法は、利用者への償還払いを予定しております。

➤無償化対象外となる費用等

○食材料費（※）、日用品、教材費、行事費等の費用、通園送迎費等付加サービス、その他施設が必要と定める費用

※副食費の免除対象者

- ・年収360万円未満相当の世帯の子ども
- ・全所得階層の第3子以降の子ども（多子カウントは小学校3学年まで）

については、副食費（おかず・おやつ等にかかる費用）が免除されます。
（免除対象者には、個別及び施設を通じてご案内いたします。）

➤無償化のために必要な手続き

○これから利用される方

施設の利用に必要な教育・保育給付認定（1号認定）とあわせて、
預かり保育（または認可外保育施設等の利用料）の無償化のために施設等利用給付認定（新2号または新3号認定）の申請が必要となります。

○すでに利用している方

預かり保育（または認可外保育施設等の利用料）の無償化のために施設等利用給付認定（新2号または新3号認定）の申請が必要となります。

※申請書等は原則、施設を通じて配布・提出となります。

預かり保育等の無償化の対象となるには、保育の必要性があることが要件となります。

➤預かり保育および認可外保育施設等にかかる施設等利用給付の請求手続き

施設や市ホームページなどから配布の施設等利用費請求書に施設等から利用者へ発行される領収書、提供証明書を添付し、市へ還付請求していただく予定です。

※原則、在籍する幼稚園・認定こども園を通じての提出となります。

⑥. 幼稚園(新制度未移行園)＋預かり保育(または認可外保育施設等)

➤対象者

年齢(クラス)	保育の必要性	市民税要件	必要な認定
3～5歳児クラス(※1)	あり	なし	新2号
満3歳(※2)	あり	市民税非課税世帯	新3号

※1 満3歳になった日以後最初の4月1日から就学前まで

※2 満3歳になった日以後最初の3月31日まで

➤無償化の内容

【通常教育の利用料】

利用料(授業料)が**月額25,700円まで無料**になります。

※施設への代理給付を予定しています。(9. 無償化給付の受け方「施設により利用料の支払いが不要なパターン」参照)

【預かり保育料】

預かり保育料(月額)が、**日額450円 × 利用日数まで無料**となります。
(月額11,300円(新3号は16,300円)が上限)

※支払い方法は、利用者への償還払いを予定しております。

【認可外保育施設等の利用料】

利用している施設が預かり保育を実施していない場合や、施設の預かり保育の提供が一定水準未満(※)の場合のみ対象。

※教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満

利用料(複数利用の場合はすべての利用料の合計)が、月額11,300円(新3号は16,300円)－預かり保育の無償化にかかる額まで無料となります。

※対象となる認可外保育施設等は、施設等の設置を地方自治体に届出しており国や地方自治体が定める基準を満たし、確認を受けたものに限ります。

※支払い方法は、利用者への償還払いを予定しております。

➤無償化対象外となる費用等

- 食材料費（※）、日用品、教材費、行事費等の費用、通園送迎費等付加サービス、その他施設が必要と定める費用
- プレ保育等の利用料

※副食費の免除対象者

- ・年収360万円未満相当の世帯の子ども
- ・全所得階層の第3子以降の子ども（多子カウントは小学校3学年まで。）

については、副食費（おかず・おやつ等にかかる費用）が免除されます。
（免除対象者には、個別及び施設を通じてご案内いたします。）

➤無償化のために必要な手続き

○これから利用される方

施設等利用給付認定（新2号または新3号認定）の申請が必要となります。

○すでに利用している方

施設等利用給付認定（新2号または新3号認定）の申請が必要となります。

※申請書等は原則、施設を通じて配布・提出となります。

預かり保育等の無償化の対象となるには、**保育の必要性があること**が要件となります。

➤預かり保育および認可外保育施設等にかかる施設等利用給付の請求手続き

施設や市ホームページなどから配布の**施設等利用費請求書**に施設等から利用者へ発行される**領収書**、**提供証明書**を添付し、市へ還付請求していただく予定です。

※原則、在籍する幼稚園を通じての提出となります。

⑦. 認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミサポ、ベビーシッター等

➤対象者

年齢(クラス)	保育の必要性	市民税要件	必要な認定
3～5歳児クラス(※1)	あり	なし	2号 または新2号
0～2歳児クラス(※2)	あり	市民税非課税世帯	3号(満3歳～2号) または新3号

※ 1 満3歳になった日以後最初の4月1日から就学前まで
※ 2 満3歳になった日以後最初の3月31日まで

➤無償化の内容

利用料（複数利用の場合は利用料の合計）の一部が無料となります。

- 認可外保育施設等のみを利用している場合
月額37,000円（新3号認定は42,000円）まで無料
 - 幼稚園・認定こども園（1号）も利用している場合
月額11,300円（新3号認定は16,300円）まで無料
- ※支払い方法は、利用者への償還払いを予定しております。

➤無償化対象外となる費用等

- 食材料費、日用品、教材費、行事費等の費用、通園送迎費等付加サービス、その他施設が必要と定める費用

食料費等無償化の対象外となる費用が、現行の保育料の一部に含まれている場合、別途、利用者の実費負担となる場合があります。
取扱い等については、施設等へお問い合わせください。

※認可外保育施設等の給食費については、減免等の予定はありません。

➤無償化のために必要な手続き

○ 2号または3号認定でない場合

施設等利用給付認定（新2号または新3号認定）の申請が必要となります。

○すでに2号または3号認定の場合

認可保育所等の利用申込をしているが、利用できず、認可外保育施設等を利用している方などについては、原則新たに手続きすることはありませんが、可能な限り**施設等利用給付認定（新2号または新3号認定）**をお願いいたします。

預かり保育等の無償化の対象となるには、**保育の必要性があること**が要件となります。

➤認可外保育施設等にかかる施設等利用給付の請求手続き

施設や市ホームページなどから配布の**施設等利用費請求書**に施設等から利用者へ発行される**領収書**、**提供証明書**を添付し、市へ還付請求していただく予定です。

※原則、利用する施設を通じての提出となります。

➤対象施設・事業等

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業（幼稚園型・幼稚園による預かり保育を除く）
- 病児保育・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業（※送迎のみの利用は除く）
- ベビーシッター等

認可外保育施設等については、市が把握できず施設等へ無償化の対象となるための「確認」や利用者に必要な「認定」の手続きが案内できない場合があります。

認可外保育施設等が無償化の対象となるには、市へ届出と確認の手続きが必要となることから、施設等へ利用申し込みされる時点で、それらの手続きができていない場合は、無償化の対象とならず、利用料の還付ができないこともありますので、利用申込の際には、必ず市の「確認」等を受けているか利用施設等へご確認ください。

➤**保育の必要性とは**

新2号または新3号認定には、**保育の必要性**の確認が必要となります。

保育の必要性は、保護者のいずれもが下記の**保育の必要な事由**に該当する場合に認定されます。

No	保育の必要な事由	必要書類
1	(就労時間の下限は1ヶ月あたり60時間) 就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働などすべての就労） ※月収4万円未満の場合は、「就労」とは認められません。	○雇用・内定・内職証明書（様式あり） ○自営業確認書（様式あり） ※収入を税申告されていない場合は、源泉徴収票や収入証明書等の提出が必要となります。
2	妊娠・出産（産前2ヶ月から産後2ヶ月まで）	○母子健康手帳（妊婦氏名と分娩予定日のわかる部分）の写し
3	保護者の疾病・障害	○診断書（保育者として適さない旨が必ず記載してあること） ○身障者手帳、療育、精神のうちいずれかの写し
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	○介護確認書（様式あり）及び介護、看護の状況等がわかる書類
5	災害復旧に当たっている	○申立書及びり災証明書等災害の状況がわかる書類
6	求職活動（起業準備を含む）※60日を限度	○申立書及び求職活動をしていることがわかる書類
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	○在学証明書及び時間割等スケジュールがわかる書類
8	虐待やDVのおそれがある	○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
9	育児休業取得中に、既に施設を利用している子どもがいて継続利用が必要	○育児休業中の施設継続利用の申立書 ○雇用証明書（育児休業の期間が記載されていること）
10	その他、No.1～No.9の理由に類する状態として市が認める場合	○市が必要と認める書類（各事由ごと）

⑧. 企業主導型保育

➤企業主導型保育の無償化

利用料の無償化

※児童育成協会の企業主導型保育にかかる給付

○企業主導型保育以外の施設・事業は無償化の対象外

企業主導型保育を利用し、児童育成協会の企業主導型保育にかかる給付を受けている場合は、企業主導型保育以外の施設・事業の利用料は無償化の対象外となります。

○企業主導型保育利用者の報告義務

保護者は、企業主導型保育の利用開始時、および利用終了時に、**その旨を市に報告**しなければなりません。

○企業主導型保育の無償化の内容・要件・手続き等

利用施設へご確認ください。

⑨. 障がい児の発達支援

➤障がい児の発達支援

児童発達支援（医療型含む）、保育所等訪問支援、障がい児入所施設等

○無償化の内容等

3～5歳児までの障がいのある子どもたちのための発達支援（児童発達支援（医療型含む）、保育所等訪問支援、障がい児入所施設等）にかかる利用者負担が**無償化**されます。

※満3歳になった日以後最初の4月1日から就学前までの3年間が無償化の対象期間です。

※利用者負担以外の費用（医療費や食事等の実費負担）は引き続き保護者負担となります。

※幼稚園、保育所、認定子ども園等と障がい児の発達支援の両方を利用する場合は、**両方とも無償化の対象**となります。

（それぞれ無償化の要件を満たす場合に限りです。）

○無償化の手続き

幼稚園、保育所、認定子ども園等の無償化の手続き等は、前頁12～19のとおり手続きが必要です。

児童発達支援等のサービスの利用等については、筑西市保健福祉部障がい福祉課までお問い合わせください。

なお、既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続きは必要ありません。

<参考資料>

就学前障がい児の発達支援の無償化に関する周知資料

<問い合わせ先>

筑西市保健福祉部障がい福祉課

電話 0296-24-2105

➤市内特定教育・保育施設一覧

市内の特定教育・保育施設において実施している無償化対象事業一覧（認可外保育施設等は除く）

(令和元年9月1日現在)

施設名		無償化対象事業						
		幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（1号）	幼稚園 （新制度未移行園）	認可保育所 認定こども園 （2号・3号）	地域型保育 （小規模保育事業所等）	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（1号） +施設による預かり保育	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（1号） +認可外保育施設等	幼稚園（新制度未移行園） +預かり保育 （または認可外保育施設等）
1	せきじょう（公）	○		○		○		
2	さくらこども園	○		○		○		
3	明野保育園	○		○		○		
4	ときわの杜	○		○		○		
5	いずみ保育園	○		○		○		
6	なかだて	○		○		○		
7	たちばな保育園	○		○		○		
8	川島こども園	○		○		○		
9	川島保育園	○		○		○		
10	しろはと保育園	○		○		○		
11	石田保育園	○		○		○		
12	大和保育園	○		○		○		
13	ヒロサワ・シティこども園	○		○		○		
14	下館聖母	○		○		○		
15	愛泉いずみこども園	○		○		○		
16	下館幼稚園	○		○		○		
17	西方いずみ幼稚園	○		○		○		
18	英光幼稚園	○		○		○		
19	暁保育園			○				
20	暁第二保育園			○				
21	まつばら保育園			○				
22	たけのご保育園			○				
23	協和保育所（公）			○				
24	筑子保育園			○				
25	はぐる保育園			○				
26	筑子ファミリア保育園			○				
27	キッズハウス保育園				○			
28	明野幼稚園（公）	○					○	
29	協和幼稚園（公）	○					○	

➤市内特定教育・保育施設一覧

市内の特定教育・保育施設において実施している無償化対象事業一覧（認可外保育施設等は除く）

（令和2年4月1日予定）

施設名		無償化対象事業						
		幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（１号）	幼稚園 （新制度未移行園）	認可保育所 認定こども園 （２号・３号）	地域型保育 （小規模保育事業所等）	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（１号） ＋施設による預かり保育	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（１号） ＋認可外保育施設等	幼稚園（新制度未移行園） ＋預かり保育 （または認可外保育施設等）
1	せきじょう（公）	○		○		○		
2	さくらこども園	○		○		○		
3	明野保育園	○		○		○		
4	たけのこ保育園	○		○		○		
5	ときわの杜	○		○		○		
6	協和なかよし園	○		○		○		
7	いずみ保育園	○		○		○		
8	なかだて	○		○		○		
9	たちばな保育園	○		○		○		
10	川島こども園	○		○		○		
11	川島保育園	○		○		○		
12	しろはと保育園	○		○		○		
13	筑子ファミリア保育園	○		○		○		
14	石田保育園	○		○		○		
15	大和保育園	○		○		○		
16	ヒロサワ・シティこども園	○		○		○		
17	はぐろ保育園	○		○		○		
18	下館聖母	○		○		○		
19	愛泉いずみこども園	○		○		○		
20	筑子保育園	○		○		○		
21	下館幼稚園	○		○		○		
22	西方いずみ幼稚園	○		○		○		
23	英光幼稚園	○		○		○		
24	暁保育園			○				
25	暁第二保育園			○				
26	まつばら保育園			○				
27	キッズハウス保育園				○			
28	明野幼稚園（公）	○					○	